昭27.4.22.

官報

主要目次

府令

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　四〇五頁

省令

○外務省本省に勤務する外務職員の範囲を定める省令　四〇五

○外務職員の公の名称に関する省令　四〇五

○在勤俸の号別に関する規則　四〇五

○外務省組織規程の一部改正　四〇五

○鉄道運輸規程等の一部を改正する等の省令　四〇六

規則

○外国為替銀行等の報告に関する規則及び外国為替予算の使用の確認に関する規則の一部改正　四〇七

○電波法施行規則の一部改正　四〇八

告示

○外貨債の証券指定　四〇八

○外国為替業務を営む営業所の外国為替業務の内容の変更許可　四〇八

○大阪銀行第十七回ラッキー定期預金の細目等　四〇八

○工作機械輸入補助金交付規程　四一〇

○同右規程による昭和二十七年度の申請書および計画書の提出期限　四一三

○鉄道郵便局及びその出張所等に関する件の一部改正　四一三

○風景入通信日附印使用　四一三

○福岡県門司郵便局等において従来使用の風景入通信日附印廃止　四一三

○保安林指定（茨城県）　四一三

○保安林解除（同）　四一三

総理府公告

○電波監理委員会聴聞開催期日変更公告　四一六

府令

◉法務府令第三十八号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十二日

法務総裁　木村篤太郎

別表岡山地方法務局の部津山支局の款弓削出張所の項中「稲岡南村」を「誕生寺村」に改め、同地方法務局の部玉島支局の款箭田出張所の項を次のように改める。

真備	岡山県吉備郡真備町
	岡山県の内吉備郡の内真備町　穂井田村　新本村　山田村

附　則

この府令は、昭和二十七年五月一日から施行する。

省令

◉外務省令第六号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二條第四項の規定に基き、外務省本省に勤務する外務職員の範囲を定める省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日

外務大臣　吉田　茂

外務省本省に勤務する外務職員の範囲を定める省令

外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二條第四項の規定に基き外務職員となるものは、次の者とする。

一　外交領事事務に従事する者（外務公務員法第十五條の規定に基く研修を受けている者を含む。）

二　一般行政関係の事務に従事する者

三　通信関係の事務に従事する者

四　外交史料編さん関係の事務に従事する者

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

◉外務省令第七号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第六條第三項の規定に基き、外務職員の公の名称に関する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日

外務大臣　吉田　茂

外務職員の公の名称に関する省令

（公の名称の付与）

第一條　外務大臣は、外務職員（以下「職員」という。）に対し、公の便宜のために必要があると認める場合には、国際慣行に従い、第二條及び第三條に掲げる公の名称の一又は二以上を用いることを命ずることができる。

（公の名称の区分）

第二條　職員が外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第六條第一項の規定に堪いて用いる公の名称の区分は、左のとおりとする。

一　主として外交事務に従事する職員が用いる公の名称

参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補

二　主として領事事務に従事する職員が用いる公の名称

総領事、領事、副領事及び領事官補

三　主として外交領事事務に直接関連する業務に従事する職員が用いる公の名称

一等理事官、二等理事官、三等理事官及び副理事官

四　前各号に掲げる事務又は業務の一般的補助業務に従事する職員が用いる公の名称

外務書記

（特別の公の名称の区分）

第三條　職員が外務公務員法第六條第二項の規定に基いて用いる公の名称の区分は、左のとおりとする。

一　主として外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加する職員が、特別の必要により、当該交渉又は参加の期間を限り用いる公の名称

公使

二　主として電信符号の組立若しくは解読又は電気通信事務に従事する職員が用いる公の名称

一等電信官、二等電信官、三等電信官及び電信官補

三　主として通訳事務に従事する職員が用いる公の名称

一等通訳官、二等通訳官、三等通訳官及び通訳官補

2　もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務に従事する職員が用いる公の名称については、必要に応じ別に外務大臣が定めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

◉外務省令第八号

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六條第二項の規定に基き、在勤俸の号別に関する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日

外務大臣　吉田　茂

在勤俸の号別に関する規則

（在勤俸の号別を定める基準）

第一條　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六條第一項の規定により、在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）に支給する在勤俸の支給額を外務大臣が決定する場合における同法別表中の号の別（以下「号別」という。）の基準は、別表のとおりとする。

（在官又は在職年数の計算）

第二條　別表に定める在外職員の在官又は在職年数を計算する場合には、当該資格を得た月から在勤俸の支給を受ける月までの月を単位として行い、十二月未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。

（在官又は在職年数の加減）

第三條　前條の規定に基いて在外職員の在官又は在職年数を計算する場合において、左に掲げる者の在官又は在職年数に加え、又は減ずるものとする。

一　大学卒業者として取り扱う場合

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の卒業者又は同資格者　一年減

ロ　専門学校令（明治三十六年勅令第六十二号）による修業年限六年以上の専門学校の卒業者又は同資格者　一年減

ハ　大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学選科二年以上の課程修了者又は同資格者　二年減

二　高等学校及び専門学校卒業者として取り扱う場合

イ　学校教育法による短期大学の卒業者又は同資格者　一年加

ロ　大学令による大学予科修了者又は同資格者　一年減

三　中等学校卒業者として取り扱う場合

イ　中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による四年制中等学校の卒業者又は同資格者　一年減

ロ　学校教育法による高等学校の卒業者又は同資格者　一年加

ハ　中等学校令による中等学校又はこれに準ずる各種学校の三年以上の課程修了者又は同資格者　二年減

ニ　学校教育法による中等学校の卒業者又は同資格者　二年減

毎日文庫　第三種郵便物認可　昭和十五年十一月一日

昭27.4.22.　第7586号

四　高等小学校卒業者として取り扱う場合

イ　国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校初等科の卒業者又は同資格者　二年減

（在官又は在職年数の通算）

第四條　前二條の規定に基いて在外職員の在官又は在職年数を計算する場合において、当該在外職員が左の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間を、当該在外職員の在官又は在職年数に加えることができる。

一　退官し又は退職した後再び採用された場合　退官し又は退職するまでの在官又は在職期間

二　公共企業体の職員又は地方公務員から採用された場合　当該公共企業体の職員又は地方公務員であつた期間

三　休職又は待命中に復職又は再び勤務を命ぜられた場合　当該休職又は待命中の期間

四　外国政府にへい用されていたことがある場合　当該外国政府にへい用されていた期間

五　外国政府機関又は国際機関の職員から採用された場合　当該外国政府機関又は国際機関の職員であつた期間

六　兵役に服していた場合　兵役に服していた期間の百分の二十五に相当する期間

七　採用前に従事していた職務が採用後の職務の経歴として認められうる場合　当該採用前に従事した職務に在職した期間の百分の五十から百分の百までに相当する期間で当該職務の内容に応じて定めるもの

八　採用前に従事していた職務が採用後の職務の経歴として認めることができない場合又は実務の経歴期間のない場合　当該採用前に従事していた職務に在職した期間又は実務に従事しなかつた期間の百分の二十五に相当する期間

（在官年数の通算）

第五條　前三條の規定に基いて在外職員の在官年数を計算する場合において、左の各号の一に該当する在外職員の在職年数がそれぞれ下段に定める年数をこえるときは、そのこえる年数の百分の六十に相当する年数を在官年数とみなして通算することができる。

一　高等学校及び専門学校卒業者又は同資格者　一年

二　中等学校卒業者又は同資格者　四年

三　高等小学校卒業者又は同資格者　八年

（号別調整）

第六條　前四條の規定に基いて在外職員の在官又は在職年数を計算する場合において、当該在外職員とおおむね同格と認められる他の在外職員との間に著しい不均衡を生ずるときは、おおむね同格と認められる他の在外職員との均衡を考慮して号別を調整することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

別　表

学歴資格別 ＼ 号別	外交官領事官試験合格者	書記生留学生試験合格者	大学卒業者	高等学校又は専門学校卒業者	中等学校卒業者	高等小学校卒業者
一号	在官三十一年以上					
二号	在官十七年以上	在官三十年以上	在官三十七年以上	在官三十年以上	在官三十六年以上	
三号	在官十三年以上	在官二十五年以上	在官二十二年以上	在官三十年以上	在官三十七年以上	在官
四号	在官十年以上	在官二十年以上	在官十七年以上	在官二十年以上	在官二十四年以上	在官三十二年以上
五号	在官十年以上	在官十五年以上	在官十三年以上	在官十五年以上	在官十八年以上	在官二十五年以上
六号	在官五年以上	在官十年以上	在官九年以上	在官十年以上	在官十三年以上	在官十九年以上
七号	在官三年以上	在官七年以上	在官六年以上	在官七年以上	在官九年以上	在官十四年以上
八号	在官一年以上	在官三年以上	在官二年以上	在官三年以上	在官五年以上	在官十年以上
九号	在官一年未満	在官一年以上	在官一年以上	在官二年以上	在官四年以上	在官八年以上
十号		在官一年未満	一在官年未満又は在職四年以上	一在官年未満又は在職八年以上	二在官年未満又は在職十四年以上	四在官年未満又は在職十九年以上
十一号			一在職年未満	在職二年以上	在職六年以上	在職九年以上
十二号				在職二年未満	在職六年未満	在職九年未満

二　連合国による日本の占領及び管理に関する事務の整理に関すること。

第四十條　第四課においては、左の事項に関する対外関係事務をつかさどる。

一　連合国財産の保全及び返還に関すること。

二　捕獲審検船、だ捕船、よう船等に関すること。

三　戦時中に取り扱つた外国船の処理に関すること。

三　連合国財産、船舶関係財産等の補償に関すること。

四　ドイツ財産の管理及び処理に関すること。

五　戦前の債権及び債務（外債を除く。）の回復及び履行に関すること。

六　前各号に掲げるものを除く外、請求権及び財産に関すること。但し、別段の定がある場合を除く。

第四十一條　削除

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第四十八條　削除

附　則

この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

◉**外務省令第九号**

外務省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　吉田　茂

外務大臣

外務省組織規程の一部を改正する省令

外務省組織規程（昭和二十六年外務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　地方支分部局（第四十八條）」を「第三章　削除」に改める。

第三十六條中「第三課、第四課及び第五課」を「第三課及び第四課」に改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條　第一課においては、左の事務をつかさどる。

一　国際連合に関すること。

二　その他局内の他課に属しない事務に関すること。

第三十九條から第四十一條までを次のように改める。

第三十九條　第三課においては、左の事務をつかさどる。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に関すること。

◉**運輸省令第十六号**

鉄道運輸規程等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　運輸大臣　村上　義一

鉄道運輸規程等の一部を改正する等の省令

第一條　鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項中「百円」を「千円」に改める。

第二十八條第一項第一号中「金貨、銀貨」を「貨幣」に改め、「軍用手票」を削り、同項第三号及び第二項中「八十円」を「二万円」に改める。

第三十條第一項中各号を次のように改める。

一　託送手荷物（第二号及第三号ニ該当スルモノヲ含ム）　表示額金千円迄毎ニ　金一円

二　高価品　同　金一円

三　動物　同　金三円

四　其ノ他ノ貨物　同　金五十銭

第五十九條第二項中「百円」を「千円」に改める。

第七十三條中各号を次のように改める。

一　託送手荷物（第一号及第三号ニ該当スルモノヲ含ム）　一個ニ付　金五万円

二　高価品一瓩（容器荷造ヲ含ム）迄毎ニ　金五百円

三　動物

牛　一頭ニ付　金四万円

子牛　同　金一万五千円

馬　同　金三万円

豚　同　金一万円

緬羊　同　金六千円

其ノ他ノ獣類　同　金二千五百円

其ノ他ノ動物　一瓩（容器荷造ヲ含ム）迄毎ニ　金二百円

第七十六條中「百円」を「一万五千円」に改める。

第二條　鉄道船舶運送運送規則（昭和五年逓信、鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中各号を次のように改める。

一　託送手荷物（第二号及第三号ニ該当スルモノヲ含ム）　表示額金千円迄毎ニ　金一円

二　高価品　同　金一円

三　動物　同　金三円

四　其ノ他ノ貨物　同　金五十銭

第三條中各号を次のように改める。

一　託送手荷物（第二

外国為替銀行等の報告に関する規則及び外国為替予算の使用の確認に関する規則の一部を改正する規則

外国為替銀行等の報告に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「別紙様式E五四一」を「別紙様式E五四二」に改める。

別紙様式中「様式Form E 5441」を「様式Form E 5442」に、「期 船積 Shipment Quarter」を「期 決済 Settlement Period」に改める。

外国為替予算の使用の確認に関する規則（昭和二十四年外国為替管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「（様式E五六三〇）」を「（様式E五六三一）」に改める。

別紙様式中「Form E 5630」を「Form E 5631」に、「(9) 船積 Shipment Quarter:」を「(9) 決済 Settlement Period:」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◉**電波監理委員会規則第四号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十五條の規定の委任に基き、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、電波法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

電波法施行規則の一部を改正する規則

電波法施行規則の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

（無線局公示の事項）

第十一條　法第二十五條の規定により、無線局について公示する事項を左の通り定める。

一　免許の年月日及び番号

二　免許人の氏名又は名称

三　無線局の種別及びその設置場所

四　呼出符号及び呼出名称並びに電波の型式、周波数及び空中線電力

五　その他必要な事項

2　無線局の廃止、承継及び免許の取消があつたときはその他前項の規定により公示した事項に変更があつたときは、その旨公示する。

3　前二項の公示は、告示によつて行う。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◉**大蔵省告示第七百十七号**

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）第三條第一項の規定により次の外貨債の証券を指定したから、同條第二項の規定に基き告示する。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

外貨債の銘柄	額面金額	記号及び番号										
一　付米貨公債 六分半利	五〇〇ドル	一、〇〇〇ドル										
二　横浜市六分利付米貨公債	一、〇〇〇ドル	1693	139844	M	67501	14469	9530	155	15221	11939	11148
三　第二十五回東洋拓殖株式会社六分利付米貨社債	一、〇〇〇ドル	1694		M	74477	14470	11748	156		12442	11149
		1697		M	87542	14471	13019	3005		12488	11150
		1698		M	88745	14472	13032	5768		13935	11151
		8659			93310	14473	14451	7597		14134	11152
		8861			93960	14474	14452	7959		14408	11153
		8866		M	95294	14475	14453	8198		14537	11154
		8882		M	101634	M 16752	14454	8201		14670	11155
		8883			110520	M 16753	14455	8202		16107	11156
		8884			112856	M 16754	14456	8319		16711	11157
		8885		M	114800	M 16755	14457	9117		16712	11158
		10870		M	114801	M 16756	14458	9494		17141	11159
		10942			116342	18491	14459			19693	11160
		10943		M	118632	19282	14460			19694	11161
		11140			123192	38254	14461			19695	11162
		11141		M	123682	M 39365	14462			19701	11163
		11142		M	123683	M 39366	14463			19702	11164
		11143		M	123684	M 39367	14464				11165
		11144		M	123687	M 39368	14465				11166
		11145			129244	M 42630	14466				11167
		11146		M	134926	47179	14467				11168
		11147			139843	M 49010	14468				11938

◉**大蔵省告示第七百十八号**

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第三項の規定により、外国為替業務を営む営業所の外国為替業務の内容の変更を次のとおり許可した。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

銀行名	新業務の内容	旧業務の内容	営業所名	所在地	変更許可年月日
株式会社親和銀行	外国通貨の売買並びに外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手及びアメリカ合衆国政府機関振出のアメリカ合衆国通貨をもつて表示されたトレヂユワリー・チエツクの買入れとし、外国為替及び外国貿易管理法第十一條に規定する業務上の取極に基く取引を除く。	外国通貨の売買及び外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手の買入	本店	長崎県佐世保市島瀬町百三十五番地	昭和二十七年四月十二日

◉**大蔵省告示第七百十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大阪銀行第十七回ラッキー定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大阪銀行第十七回ラッキー定期預金

二　契約期間　六月

三　預入金額　一口千円

四　利息　付けない。

五　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

六　割増金　金組、銀組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定め、ラッキー賞は、重複当せんを認める。

(一)金組

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	三
二等	一〇、〇〇〇	二〇
三等	一、〇〇〇	一〇〇
四等	五〇〇	四〇〇
五等	一五〇	一、八九三、六
六等	三〇、〇〇〇	四
ラッキー賞		二〇〇、〇〇〇四
計		

(二)銀組

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	三
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	七五	二、〇〇〇
五等	三〇	六〇、〇〇〇
六等	一〇	一三七、七六
ラッキー賞	三、〇〇〇	四
計		二〇〇、〇〇四

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十二日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條に規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百二十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十六回富士割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十六回富士割増定期預金

二　契約期間　六月

三　預入金額　一口千円

四　利息　付けない。

五　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

六　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、富士特賞Aは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
富士特賞A	三〇〇、〇〇〇円	一本
富士特賞B	一〇〇、〇〇〇	一
一等	五〇、〇〇〇	三
二等	五、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	五〇
四等	三〇〇	五〇〇
五等	一〇〇	五、〇〇〇
計		

七　等級　富士特賞B　一〇〇、〇〇〇円　一

一等　一〇、〇〇〇　八

二等　一、五〇〇　五〇

三等　五〇〇　五〇〇

四等　一〇〇　五、〇〇〇

五等　四〇　五、〇〇〇

六等　二〇　四四四、四四〇

計　五〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十一日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百二十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一銀行第十八回明星定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一銀行第十八回明星定期預金

二　契約期間　六月

三　預入金額　一口千円

四　利息　付けない。

五　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

六　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	三〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	一〇〇、〇〇〇	一
一等	一〇、〇〇〇	八
二等	一、五〇〇	五〇
三等	五〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	五、〇〇〇
五等	四〇	五〇、〇〇〇
六等	二〇	四四四、四四〇
計		五〇〇、〇〇〇

七　抽せん期日　昭和二十七年七月十一日

八　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十一日

九　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百二十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二十回帝銀たのしみ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二十回帝銀たのしみ定期預金

二　契約期間　三月　但し契約期間満了後納税準備預金とする。

三　預入金額　一口五百円

四　利息　付けない。

五　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同月三十一日まで。

六　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇	一
B一等	一〇、〇〇〇	八
二等	一、五〇〇	五〇
三等	五〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	五、〇〇〇
五等	四〇	五〇、〇〇〇
六等	二〇	四四四、四四〇
計		五〇〇、〇〇〇

七　抽せん期日　昭和二十七年七月十一日

八　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十一日

九　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百二十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十六回帝銀ホームラン定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十六回帝銀ホームラン定期預金

二　契約期間　六月

三　預入金額　一口千円

四　利息　付けない。

五　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

六　割増金　赤バット組、青バット組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五十組につき次のとおりとする。但し、特賞Aは、一等のうちから定める。

(一)赤バット組

等級	割増金	当せんの数
特賞A	五〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	一〇〇、〇〇〇	四
一等	一〇、〇〇〇	二四
二等	一〇〇〇	二五
三等	三〇〇〇	五〇
四等	一〇〇〇	一、〇〇〇
五等	一〇〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	一五〇、〇〇〇
計		三三八、四五〇

七　抽せん期日　昭和二十七年七月十二日

八　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十一日

九　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

(二)青バット組

等級	割増金	当せんの数
特賞A	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	一〇、〇〇〇	四
一等	一〇〇〇	四五
二等	二五〇	五〇〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	五〇	一〇、〇〇〇
五等	三〇	一五〇、〇〇〇
六等	二〇	三三八、四五〇
計		五〇〇、〇〇〇

七　抽せん期日　昭和二十七年七月十二日

八　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十一日

九　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七百三十四号

（頭書）附帯金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、神戸銀行第十八回年運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　神戸銀行第十八回年運定期預金

二　条件
　(イ)契約期間　六月
　(ロ)預入金額　一口千円
　(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月二十六日から同年六月二十五日まで。

四　割増金　月組、星組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各六組につき次のとおりとする。但し、年運賞は、一等のうちから定め、特別賞は、重複当せんを認める。

(イ)月組

等級	割増金	当せんの数
年運賞	五〇〇〇〇円	一本
一等	一〇〇〇〇	五
二等	三〇〇〇	三〇
三等	一〇〇〇	三〇〇
四等	一〇〇	一五〇〇
五等	三〇	九〇〇〇
六等	三〇	二九二六四
特別賞	一〇〇〇〇	三
計		三〇〇〇三

(ロ)星組

等級	割増金	当せんの数
年運賞	一〇〇〇〇円	一本
一等	五〇〇〇	五
二等	一〇〇〇	三〇
三等	四〇〇	三〇〇
四等	一〇〇	一五〇〇
五等	三〇	三〇〇〇
六等	三〇	二九二六四
特別賞	一〇〇〇	三
計		三〇〇〇三

五　抽せん期日　昭和二十七年七月三日

六　払戻期間　昭和二十七年七月十日

七　預貯金証書の印紙税　附帯金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉通商産業省告示第八十八号

工作機械輸入補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日

通商産業大臣　高橋龍太郎

工作機械輸入補助金交付規程

（目的）

第一条　通商産業大臣は、工作機械製造業者等の機械設備の近代化を促進するため、この規程の定めるところにより予算の範囲内において、工作機械輸入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（交付の対象）

第二条　補助金の交付は、金属工作機械、第二次金属加工機械、精密工具または軸受もしくは鋼球の製造業者が、自己の用に供するため、昭和二十七年四月一日以後に金属工作機械または第二次金属加工機械を輸入する際における到着価格について、その二分の一をこえない範囲で行う。

（申請の手続）

第三条　補助金の交付をうけようとする者は、様式第一による工作機械輸入補助金交付申請書（以下「申請書」という。）正副四通に、それぞれ様式第二による機械設備近代化計画書（以下「計画書」という。）を添えて申請に係る機械を設置しようとする工場の所在地を管轄する通商産業局長（以下「所轄通商産業局長」という。）を経て、通商産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書および計画書の提出期限は、通商産業大臣が告示で定める。

（参考書類の提出）

第四条　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、申請者を提出した者に対し、輸入契約書の写その他補助金交付のための参考となる書類を提出させることがある。

（交付の決定）

第五条　通商産業大臣は、申請書および計画書ならびに前条の書類を審査し、補助金を交付すべき者を決定し、必要な条件を附して、その旨を当該決定に係る者に指令するものとする。

（通知書）

第六条　前条の指令をうけた者は、様式第三による請書正副四通を、所轄通商産業局長を経て、通商産業大臣に提出しなければならない。

（交付）

第七条　通商産業大臣は、前条の請書を提出した者に対し、補助金を交付する。

（計画の変更）

第八条　前条の規定により補助金の交付をうける者（以下「被交付者」という。）は、計画書に記載された事項を変更しようとするときは、様式第四による機械設備近代化計画変更承認申請書正副四通を、所轄通商産業局長を経て、通商産業大臣に提出し、その承認をうけなければならない。

（輸入完了の報告）

第九条　被交付者は、補助金の交付に係る機械の輸入を完了したときは、当該機械の通関の日から二十日以内に様式第五による輸入完了報告書正副四通に、それぞれ輸入を証明する書類を添えて、所轄通商産業局長を経て、通商産業大臣に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第十条　被交付者は、補助金の交付に係る機械の輸入を完了した日の属する事業年度の開始日から三年を経過した日以後五年間は、毎事業年度において、その交付をうけた補助金の五分の一の額を償還しなければならない。ただし、各事業年度の利益額が当該事業年度において被交付者の当該事業年度についての利益の額を償還するものとする。

2　前項の規定により被交付者が償還すべき額は、当該事業年度終了後六箇月以内に納付しなければならない。

（証拠書類の整備）

第十一条　被交付者は、補助金の交付に係る機械についての価格の見積、契約および代金支払ならびに補助金の使途に関する証拠書類を整備しておかなければならない。

（報告および検査）

第十二条　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、被交付者に対し、補助金の交付に係る機械の状況、経理の状況その他必要な事項につき、報告をさせまたは検査を行うことがある。

（補助金の減額または返還）

第十三条　通商産業大臣は、被交付者が左の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の額を減じ、またはその者に対し期限を附して補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。

1　この規定または第五条の規定により通商産業大臣が附した条件に違反したとき。

2　補助金の交付に係る機械を輸入する見込がなくなつたとき。

3　第八条の承認を受けて、計画書に記載された事項を変更したとき。

（延滞利息）

第十四条　通商産業大臣は、被交付者に、第十条第二項の規定による納付期限または前条の規定による返還期限後なお未納付金があるときは、当該金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により大蔵大臣が定める利率による利息を徴収することがある。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第一

工作機械輸入補助金交付申請書

年　月　日

通商産業大臣殿

申請者　住所
氏名または名称　　印

別紙機械設備近代化計画書により下記の機械設備を輸入したいので補助金　　円を交付されたく申請します。

記

機械名	輸入する際における到着価格	補助金交付希望額

様式第二

機械設備近代化計画書

氏名または名称　　印

1　計画の概要

2　計画の内容

イ　輸入機械

名称および仕様	説明	製造業者

（注）説明の欄には、機械の主要な性能、特徴その他参考となる事項を記載すること。

ロ　輸入契約

機械名	輸入業者	契約時期	外貨割当期	船積時期	入荷時期	契約価格（CIF）	補助金交付希望額	支払条件

（注）支払条件の欄には、前渡金または中間払の有無、それらの金額および支払時期等を記載すること。

ハ　国産機械

名称および仕様	説明	製造業者

（注）説明の欄には、機械の主要な性能、特徴その他参考となる事項を記載すること。

ニ　資金計画

A　設備資金の予算額および支出時期

	機械設備名	予算額	支出時期 4月	5月	6月			
補助金の対象となる機械に関する設備計画								
	小計							
その他の設備計画								
	小計							
	計							

B　資金繰

		1—3月実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降計	計
支出	営業支出															
	営業外支出															
	借入金返済															
	内訳 設備資金															
	内訳 運転資金															
	社債償還															
	設備資金支出															
	計															

第7586号
昭27.4.22.
P. 410

収入	月初手持資金	
	営業収入	
	営業外収入	
	株式払込	
	社債払込	
	借入金	
	内訳	開銀
		市(中)銀(市)(運中)(運)
		補助金
	計	
翌月繰越		
備考	売掛金残高	
	受取手形残高	
	借入金残高	

(注) 備考の欄には、四半期ごとの残高予想を記載すること。

C 収支予想

	年度 上半期	年度 下半期	年度 上半期	年度 下半期	計
売上高					
原価					
利益					
社外流出					
内訳 税金					
配当賞与等					
社内留保					
内訳 収益(社外流出を除く。)					
減価償却					

ホ 計画の効果
A 計画完成後の生産計画
B 計画完成後の原価
C その他の主要な効果
3 申請者の概要
イ 事務所および工場の所在地
ロ 事業の沿革
ハ 事業の概要
ニ 設備の概要および能力
ホ 最近6箇月間の主要製品の販売実績および受注残高
ヘ 最近の三決算期における賃借対照表および最近の損高試算表
ト 最近の三決算期における損益計算書および利益金処分書

様式第三

年　月　日　　書

通商産業大臣殿

申請者　住所
氏名または名称　印

年　月　日通商産業省指令第　号により指令があつた工作機械輸入補助金円の使途については、工作機械輸入補助金交付規程および交付指令の條件を遵守します。

様式第四

機械設備近代化計画変更承認申請書

年　月　日

通商産業大臣殿

申請者　住所
氏名または名称　印

年　月　日に提出した機械設備近代化計画書の記載事項を次のように変更したいので、承認されたく申請します。

様式第五

工作機械輸入完了報告書

年　月　日

通商産業大臣殿

報告者　住所
氏名または名称　印

年　月　日通商産業省指令第　号に係る工作機械の輸入は、　月　日に完了したことを、輸入を証明する書類を添えて、報告します。

◎**通商産業省告示第八十九号**

工作機械輸入補助金交付規程（昭和二十七年四月通商産業省告示第八十八号）第三條第二項の規定により昭和二十七年度の申請書および計画書の提出期限を次のように定める。

昭和二十七年四月二十二日

通商産業大臣　高橋龍太郎

◎**郵政省告示第百二十五号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第三項及び第四項の規定に基き、昭和二十四年六月郵政省告示第五十二号（鉄道郵便局及びその出張所等に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月十六日から適用する。

昭和二十七年四月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

別表熊本鉄道郵便局の項中「若松原田線」を削る。

◎**郵政省告示第百二十六号**

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十二号による風景入通信日附印を、次のように使用する。

この告示は、昭和二十七年四月二十六日から施行する。

昭和二十七年四月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局

門司港郵便局
門司郵便局

形式

局名は各別のものを使用する。

使用開始年月日

以上昭和二十七年四月二十六日

◎**郵政省告示第百二十七号**

福岡県門司及び同門司駅前の各郵便局において、従来使用の風景入通信日附印（昭和二十五年十二月郵政省告示第四百二十二号により、形式告示のもの）は、昭和二十七年三月三十一日限り、廃止した。

昭和二十七年四月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

◎**茨城県告示（保指）第一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項及び第四十條第一項に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年四月二十二日

茨城県知事　友末　洋治

茨城県多賀郡関南村大字神岡下字浜田二二二番、二二三番、二二六番、二二八番、二二九番ノ一、二二九番ノ三、二三二番、二三七番、二三八番、二二〇番ノ二、南中郷村大字下桜井字北山下九七四番ノ二三（実測一町六八一五の内実測〇町八〇〇〇）、字南山下九七二番ノ二、大字小野矢指字東裏九二番ノ二三、大字小野矢指字後宿九一一番ノ二（実測一町一二二五の内実測一町〇九一〇）、九二番ノ三、櫛形村大字伊師字松並根二二〇五番ノ二、字谷地ノ口一四〇五番ノ三、鹿島郡夏海村大字上釜字海岸九五〇番ノ四、九五〇番ノ六、大字荒地字権現前一一七番ノ二、大字沢尻字御岳一番ノ三、字屋敷付二七番ノイ、大谷村大字玉田字浜田一〇五八番ノ五、一〇五八番ノ六、軽野村大字知手字砂漠四六七八番ノ二、諏訪村大字滝浜字荒地釜一番ノ二

以上飛砂防備のため必要と認めるもの

茨城県西茨城郡西山内村大字稲田字柳沢五五三番、五五四番、五五六番、五四九番、五四七番、五四二番、五三九番ノ二、五六〇番

以上風致のため必要と認めるもの

◎**茨城県告示（保解）第一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項及び第四十六条第一項に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月二十二日

茨城県知事　友末　洋治

茨城県久慈郡染和田村大字町田字根柄二一四五番ノ一、大字和久字根柄一二七九番（台帳〇町〇一一〇の内実測〇町〇〇一二）

以上水害防備のため指定したものを築堤敷地とするため必要と認めるもの

◎**茨城県告示（保解）第二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項及び第四十條第一項に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月二十二日

茨城県知事　友末　洋治

茨城県多賀郡南中郷村大字小野矢指字東山八〇番ノ一（実測〇町一五二五の内実測〇町〇三一一）

以上飛砂防備のため指定したものを家屋が建設され指定の必要が消滅したと認めるもの

国会事項

○衆議院

◎**法律公布奏上及通知**　四月十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例
優生保護法の一部を改正する法律
医療法の一部を改正する法律

◎**議案提出**　四月十九日議員から提出した議案は次の通りである。

畜犬競技法案（原田雪松外四十五名提出）

◎**議案送付**　四月十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

主要農作物種子法案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

関税法の一部を改正する法律案
特別調達資金設置令の一部を改正する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法律案
海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

◎**議案通知**　四月十九日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案
優生保護法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律案

○参議院

◎**議案受領**　四月十七日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書（その二）
昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書（その一）
昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正（特第一号）総則第四條に基く使用総調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書（その一）
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書（その二）
昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案
千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件
国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

◎**議案受領（予備審査）**　四月十七日内閣から左の議案が送付された。

破壊活動防止法案
公安調査庁設置法案
公安審査委員会設置法案

又同日衆議院から左の議案が送付された。

木船運送法案（関谷勝利外三十名提出）

又同十八日衆議院から左の議案が送付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（平島良一外二十七名提出）

◎**議案付託**　四月十七日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書（その二）

昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條に基く使用総調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書

決算委員会に付託

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(閣法第一五一号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案(閣法第一五八号)

電気通信委員会に付託

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件(閣條第三号)
国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件(閣條第五号)

外務委員会に付託

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案(閣法第一二六号)
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案(閣法第一二七号)

法務委員会に付託

◉**議案付託(予備審査)** 四月十七日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。
破壊活動防止法案(閣法第一七〇号)
公安調査庁設置法案(閣法第一七一号)
公安審査委員会設置法案(閣法第一七二号)

法務委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。
木船運送法案(関谷勝利外三十名提出)(衆第一九号)

運輸委員会に付託

又同十八日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。
国立学校設置法の一部を改正する法律案(平島良一外二十七名提出)(衆第三〇号)

女部委員会に付託

◉**議案送付** 四月十七日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に通知した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
又同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
町村職員恩給組合法案
◉**議決通知** 四月十七日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
住民登録法施行法案
又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案
又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件
◉**通知書受領** 四月十七日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
住民登録法施行法
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
又同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年三月二十日
従六位に叙する　勲八等　胡谷哲次郎

◉昭和二十七年三月二十一日
従四位　長谷川長八
従三位に叙する　勲四等　長谷川長八
勲三等に叙し瑞宝章を授ける　勲五等　五十里秋三
勲四等に叙し瑞宝章を授ける
◉昭和二十七年四月十四日　木村真平治
従六位に叙する　故　木村真平治
特旨を以て位記を追賜せられる(四月十七日)
故文部教官従四位　長谷川長八
特旨を以て位二級追陞せられる(四月十八日)

○警察予備隊

◉昭和二十七年三月二十二日
国家地方警察警視長　加藤　陽三
警察予備隊本部局長兼警察予備隊本部官房長に任命する
◉昭和二十七年三月二十四日
宮沢　正衛　武田　貴美
大沼　良雄　高島　静馬
塚本　泉　松野　正徳
天辰　干城　服部　敏
西尾　光男
二等警察正に任命する
松尾　保　橋本　豊春
渡部　武夫　榊　英彦
山崎　節　藤　豊
油田　愷生　伊集院武文
三等警察正に任命する
◉昭和二十七年四月一日
国家地方警察警視長　山田　誠
警察予備隊本部局長に任命する
丸山　隆彦
警察予備隊本部課長に任命する
大蔵事務官　角田　茂雄
警察予備隊本部部員に任命する
◉昭和二十七年四月七日
総理府技官　浅野　敏夫
警察予備隊本部課長に任命する
警察予備隊本部局長兼警察予備隊本部官房長　加藤　陽三
一号俸を給する
人事局長兼長官官房長を命ずる(三月二十二日)
三等警察正　藤栄　朔男
警察予備隊の職員の分限等に関する総理府令第三條第三号に依り本官を免ずる(三月二十九日)
二等警察正　新井　真一
通商産業省へ出向を命ずる　藤原　鶴治
中小企業庁へ出向を命ずる
警察予備隊本部課長　大石　敏雄
願により本官を免ずる(以上三月三十一日)
警察予備隊本部局長　山田　誠
一号俸を給する
警務局長を命ずる
警察予備隊本部課長　丸山　隆彦
甲級三号俸を給する
装備局車両課長を命ずる
警察予備隊本部部員　角田　茂雄
乙級四号俸を給する
経理局会計課勤務を命ずる(以上四月一日)
二等警察正　笹　季興
警察予備隊の職員の規律及び懲戒に関する規程第二條に依り本官を免ずる(四月五日)
警察予備隊本部課長　浅野　敏夫
甲級四号俸を給する
装備局通信課長を命ずる
警察予備隊本部局長　中村　卓
装備局通信課長事務取扱を免ずる(以上四月七日)

○大蔵省

大蔵事務官　福田　豊夫
願により本官を免ずる(三月十一日)
久米　豊一
願により本官を免ずる(三月十五日)
二越　正信
山之口　晋
(各通)同
東海財務局勤務を命ずる
大蔵事務官　池田　健治　同　石本　善治
同　稲田　英臣　同　岩沙　徳二
同　上西　玄作　同　草野　一男
同　佐藤栄一郎　同　佐藤　条次
同　塩崎　佐二　同　鷲見　貞三
同　田中　操六　同　高島　喜平
(通)同　竹下　寛　同　千葉良一郎
同　当摩　謙司　同　中沢　周平
同　野村　梅一　同　場地　四郎
同　不可三英夫　同　藤原　豊寿
同　藤田　貞之　同　藤田　寛
同　古川　正一　大蔵技官　山本真次郎
願に依り本官を免ずる(以上三月三十一日)
大蔵事務官　岡　貞信
住宅金融公庫へ出向を命ずる(四月一日)

○文部省

女部教官　今井　丈夫
東北大学評議員を免ずる　同　木村健二郎
東京大学評議員を命ずる　同　村田　良策
東京芸術大学東京美術学校長を免ずる　加藤　成之
東京芸術大学東京音楽学校長を免ずる　同　松原　益太
名古屋大学岡崎高等師範学校長を免ずる　同　福田　精
(各通)同　木庄　一夫
同　柴田　清人
京都大学講師に補する　同　落合　太郎
奈良女子大学文学部長事務取扱を免ずる　同　橋　健二
同　前田　卓央
兼ねて奈良女子大学講師に補する
文部事務官　河内　秀雄
鳥取大学事務局長事務取扱を命ずる　同　牧　正一
九州大学事務局長事務取扱を命ずる　中山　輝雄
九州工業大学事務局長事務取扱を命ずる(以上四月一日)
富山大学庶務課長を命ずる　同　丸山　常治
高知大学事務局長に補する(以上四月二日)　同　尾崎源之助

○電気通信省

電気通信技官　落合　岩男
東京千代田電話局閉局工事総合工事長を命ずる　同　国方　秀男
関東通信病院建築工事総監督を命ずる(以上二月二十六日)
電気通信事務官　今野　常雄
北海道電気通信局管理部長心得兼務を命ずる　同　千葉良一郎
電気通信技官　伊藤　誠
関東電気通信局管理部長事務取扱を命ずる(以上三月三十一日)　同　大谷　昌次
施設局建設部市内建設課長を命ずる　同　庄司　茂樹
施設局建設部市外建設課長を命ずる(以上四月一日)　同　木村　光臣
業務局計画部市内電話課長を命ずる
電気通信事務官　米田　輝雄
業務局国際通信部管理課長を命ずる(人事院規則八―一一による任用)　同　花岡　薫
業務局国際通信部管理課長事務取扱を免ずる　同
電気通信技官　鈴木　一松
東海電気通信局施設次長を命ずる
東海電気通信局施設部長事務取扱を命ずる(人事院規則八―一一による任用)　同　大戸　幸記
東京市外電話管理所長を命ずる
電気通信事務官　山田泰之助
関東電気通信局運用部長を命ずる　同　吉雄
東京市外電話管理所長心得兼務を免ずる(以上四月十四日)
電気通信技官　真鍋　辰男
滝川電気通信管理所長を命ずる
電気通信事務官　一戸　基
倶知安電気通信管理所長を命ずる　同　安東　利一
苫小牧電気通信管理所長を命ずる　佐々木悟道
八雲電気通信管理所長を命ずる　大越　忠一
網走電気通信管理所長を命ずる　栗城　正
滝川電気通信管理所長心得兼務を免ずる　同　磯部政太郎
倶知安電気通信管理所長心得兼務を免ずる　同　吉守　武士
苫小牧電気通信管理所長心得兼務を免ずる　同　小野寺昌穣
八雲電気通信管理所長心得兼務を免ずる　同　嶺　富士雄
願に依り本官を免ずる　中野　藤八
札幌地方経済調査局第二部長を命ずる(以上三月十日)　同　岩佐　忠哉

○経済安定本部

経済調査官　星野　真一
願に依り本官を免ずる(三月三日)　同　岩佐　忠哉
山梨地方経済調査局第一部長を命ずる　川野辺　薫
同　山梨地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる　小野寺昌穣
(各通)同　同　嶺　富士雄
願に依り本官を免ずる　中野　藤八
札幌地方経済調査局第二部長を命ずる(以上三月十日)　同　岩佐　忠哉
山梨地方経済調査局第二部長兼務を命ずる
経済調査官　渡辺　武喜　同　杉村　政次
(各通)同　栗飯原常城　同　重山　安慶
同　阪本　作信　同　都　正次
同　三輪　悦雄　同　坂元　甚助
同　坂下　広次　同　山下　一雄
同　井上　盛市　同　田中　文夫
同　中野　久雄　同　道下　隆俊
同　安田　良博　同　塚本与喜治
同　神山　高雄　同　岡本　昌作
願に依り本官を免ずる
経済調査官　木下　雄二
香川地方経済調査局第一部長を命ずる　同　矢部　一郎
山形地方経済調査局第二部長を命ずる　小川　節郎
同　山形地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる　同　大庭　輝雄
高知地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる　同　浪岡　真一
香川地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる(以上三月十五日)　繁沢　義雄
山口地方経済調査局勤務を命ずる(三月十六日)　同　八賀　利雄
富山地方経済調査局第二部長を命ずる
富山地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる(以上三月十七日)　同　安江　明男
願に依り本官を免ずる(三月三日)　同　丸井　朝
(各通)同　高見沢　博
同　安田　閑雄
願に依り本官を免ずる　同　岡野定乙吉
富山地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる　岩佐　忠哉
山梨地方経済調査局第二部長兼務を命ずる
埼玉地方経済調査局勤務を命ずる(以上三月二十日)　同　後藤　辰夫
宮崎地方経済調査局第一部長を命ずる　同　土公　武英
宮崎地方経済調査局第一部長を命ずる　同　守永　喜男
宮崎地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる(以上三月二十四日)　沼田　宏
仙台管区経済局勤務を命ずる　田中　謙二
福島地方経済調査局勤務を命ずる　池田　武夫
福岡管区経済局勤務を命ずる　東　房太
(各通)同　道家　寅吉
願に依り本官を免ずる　柴田　哲雄
岐阜地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる　林　英治郎
山梨地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる　黒山　宜雄
山梨地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる　田中　謙二
福島地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる　黒山　宜雄
福井地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる　徳永　秀夫
福井地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる　木村己智春
岡山地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる　伊藤　宏
(各通)同　同　仲島　政吉
広島管区経済局勤務を命ずる　畳谷八十一
島根地方経済調査局勤務を命ずる　浪岡　真一
広島地方経済調査局勤務を命ずる(以上三月二十五日)　同　香川地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる

宮崎地方経済調査局第一部長事務取扱　守永喜男
山形地方経済調査局長　同
経済調査官　小川節郎
経済調査官　小川節郎
経済調査官　小川節郎

第7586号

昭27・4・22・

○同領第三八四号（同）
一、換価金　九一五円
○同領第三八九号（同）
一、換価金　六、九〇六円
○同領第三八六号（同）
一、換価金　五、四五〇円
○同領第三九〇号（同）
一、換価金　一〇枚
○同領第三九一号（同）
一、換価金　六枚
○同領第三九二号（同）
一、換価金　七枚
○同領第三九三号（同）
一、換価金　九、七一八円
○同領第三九四号（同）
一、換価金　二、六六三円
○同領第三九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九七号（同）
一、換価金　一枚
○昭和二十七年領第三号（真渭任同）
一、換価金　二、二九〇・六〇円
○同領第一九号（被疑者不詳同）
一、換価金　三七、二四三・二三円
○同領第二一号（同）
一、換価金　九〇九円
○同領第二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五号（同）
一、換価金　三、三八四円
○同領第六一号（同）
一、換価金　六、八〇六円
○同領第六三号（同）
一、換価金　七八八円

○同領第六四号（同）
一、換価金　八〇〇円
○同領第八号（同）
一、換価金　三、九二二円
○同領第三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三八八号（同）
一、換価金　三、三八八円
○同領第三八九号（同）
一、換価金　一、二九八円
○同領第三九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九一号（同）
一、換価金　一〇枚
○同領第三九二号（同）
一、換価金　五、八五〇円
○同領第三九三号（同）
一、換価金　七一八円
○同領第三九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第三九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四七九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四八九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第四九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五七九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五八九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第五九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六七九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六八九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第六九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七七九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七八九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第七九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八七九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八八九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第八九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九七九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九八九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第九九九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇〇九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇一九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇二九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇三九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇四九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇五九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六四号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六五号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六六号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六七号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六八号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇六九号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇七〇号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇七一号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇七二号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一〇七三号（同）
一、換価金　一枚
○同領第一

○同
一、同押同様第五二四一一号（同）
一、同同押同様第三二四六二七円
○同同様第三二四六一二三号（同）
一、同同押同様第二二五四一八一号（同）
○同同様第二二五四一八一号（同）
一、同同押同様第一二四一三一号（同）
○同同様第一二四一三

昭27.4.22. 第7586号

処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年四月二十二日

東京法務局

東京都江東区南砂町一丁目二百七十七番地株式会社丸日ペニヤ製作所から江東区南砂町一丁目二百七十七番地所在の同会社の工場に属する工作物及び機械器具を新に財団に属せしめたるにより財団目録記載変更登記の申請があつたので右動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し、工場財団に属せしめるものの目録は当庁に備え付けてあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年四月二十二日

東京法務局墨田出張所

法務府事務官 池田三郎

裁判所公告（●印は新料金）

○禁治産宣告並びに後見人選任

●昭和二十七年(家)第五四七号

本籍並びに住所 福島県信夫郡大笹生村字鹿ノ畑五番地

申立人 服部 栄作

本籍並びに住所 右に同じ

被申立人 服部 豊春

昭和二年五月二十八日生

右申立人から被申立人に対し、禁治産宣告の申立があつたので当裁判所は昭和二十七年三月三十一日被申立人を心神喪失の状況にあるものと認めて禁治産を宣告し、同日右申立人を被申立人の後見人に選任した。

昭和二十七年四月十五日

福島家庭裁判所

○準禁治産宣告

●昭和二十六年(家)第三〇二号

本籍京都府与謝郡栗田村字小田宿野一〇七番地母小倉きみの申立により当裁判所は右事件本人を浪費者と認め準禁治産を宣告した。

昭和二十七年四月十五日

京都家庭裁判所宮津支部

●昭和二十七年(家)第四〇四号

本籍富山県中新川郡浜加積村曲淵三〇五番地の甲、住所不詳

事件本人 高松作次郎

明治三十五年七月二十八日生

右の者に対し本籍並びに住所富山県中新川郡浜加積村曲淵三〇五番地の甲高松ミツの申立により事件本人を浪費者と認め準禁治産を宣告した。

昭和二十七年四月十四日

富山家庭裁判所

家事審判官 水上高信

○公示催告

●昭和二十七年(ハ)第三号

滋賀県東浅井郡大郷村大字川道千七百十三番地 申立人 大塚庄一郎

別紙目録記載の証券について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月二十一日午前十時までに当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日までに届出及提出がない場合はその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月三十一日

彦根簡易裁判所判事代行

裁判官 上村清輝

（別紙）

目 録

一種類 若林製糸紡績株式会社

数量 (イ)百株券二枚(ロ)十株券七枚

一枚の株券額面 (イ)金五千円也(ロ)金五百円也

一枚の払込金額 金五十円也

記号番号 (イ)は第〇七一号、は第〇七二号(ロ)自ろ第三〇七号至ろ第三一三号

発行者 若林製糸紡績株式会社取締役社長若林乙吉

発行年月日 昭和十五年七月九日

最終株主 大塚庄一郎

●昭和二十七年(ハ)第五号

西春日井郡清洲町上本町一六四一番地 申立人 三輪 芳子

別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右貨物引換証を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十六日

佐賀簡易裁判所

裁判官 工藤勝史

●昭和二十七年(ハ)第一号

臼杵市大字臼杵本町通り 申立人 進来 寿章

別紙表示の貨物引換証につき前記申立人より公示催告の申立があつたのでその所持人は昭和二十七年十月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右貨物引換証を提出せられたい。若右期日迄に届出及び提出がない場合にはその無効を宣言することがある。

昭和二十七年四月一日

臼杵簡易裁判所

裁判官 原田一隆

（別紙）

貨物引換証

目 録

発送月日 昭和二十六年十二月二十一日

貨物引換証番号 梅田九〇四八号

荷送人 大阪市関野商店大阪出張所

荷受人 津久見市進来金物店

品名箇数重量 亜鉛引鉄線縄〆十箇五百瓩

運送方法 鉄道便混載扱

運送品価格 二万七千五百五十円也

運賃料金 着払二千二百八円也

引換証発行手数量 七十五円也

接続扱店 大分中継

記事 興亜海上火災保険契約済

到着駅 日本通運津久見営業所

発送駅扱店 梅田日本通運会社

●昭和二十七年(ハ)第一号

大阪市浪速区下寺町二丁目三十四番地 申立人 大阪綿業合名会社

右代表者社員 源 与三郎

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十八日

名古屋簡易裁判所

裁判官 吉田好文

（別紙）

目 録

ワシノ製機商事株式会社株式(イ)五十株券四枚(ロ)十株券八枚(ハ)五株券三枚(ニ)一株券五枚

株券額面 (イ)金二千五百円也(ロ)金五百円也(ハ)金二百五十円也(ニ)金五十円也

一株に付払込 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)共に金五十円也

株券記号番号 (イ)自鳴第一四九号至鳴第一五二号(ロ)自中第九四三号至藤第一〇七号、報第八〇号、共第七七号(ニ)持第一〇九号、栄第三二六号、栄第三二七号、国第二三四号

発行者 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)共にワシノ製機商事株式会社

最初の名義人 (イ)真野栄治(ロ)(ハ)(ニ)共に勝川通隆

最終の名義人 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)共に三輪芳子

●昭和二十七年(ハ)第一号

静岡県浜名郡鷲津町 申立人 池田 重平

右代理人 吉田 俊彦

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十六日

宇治山田簡易裁判所

裁判官 西田啓一

（別紙）

目 録

三桝紡績株式会社株式四〇〇株（一〇〇株券四枚）

株券の額面 金二〇、〇〇〇円

一株の金額 金五〇円

一株の払込金額 金五〇円

記号及番号 一〇〇株券は自五五号至五八号四枚

発行年月日 昭和二十三年五月十九日

株券発行者 三重県度会郡田丸町大字佐田六二六番地、三桝紡績株式会社代表取締役清水千代吉

最終株主 静岡県浜名郡鷲津町小池重平

●昭和二十七年(ハ)第二号

金沢市下今町七番地 申立人 山下 余三

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたからその株券の所持人は昭和二十七年十一月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で及び提出を為さない場合にはその無効を宣言せられることがある。

昭和二十七年三月二十二日

金沢簡易裁判所

裁判官 阿部清峯

（別紙）

目 録

北陸鉄道株式会社株式一千五百株（十五枚）

額面 金七万五千円

一株の払込金額 金五十円

種類、番号 百株券

記号、番号 ほ庚自第四五四八番至第四五五一番、ほ庚第二九九五番、ほ庚自第四五五一番至第四八三九番、ほ戊第六三一七番至第六三一九番、ほ戊自第六六四四番、ほ戊第一〇八三番、ほ戊自第一二二一番、ほ乙第六五五番

発行年月日 記号乙昭和十九年三月一日、記号戊昭和二十二年三月二十日、記号庚昭和二十四年六月一日

●昭和二十七年(ハ)第四号

岡山県浅口郡西阿知町大字西原七六八 申立人 岡 学一

丸三商会こと 為一

右代理人弁護士 三宅

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十二月八日午前十時迄に当裁判所に権利を届け出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十六日

倉敷簡易裁判所

（別紙）

目 録

一貨物引換証 一枚

番号 第三九六六号

荷送人 浅口郡西阿知町丸三商会

荷受人 長野県上松町上松井上今朝雄

品名荷造数量 莫蓙二個孤包

重量 一百十瓩

運送方法 小口扱

運送品価格 金一万円也

運送料金及諸掛金 金五百三十円也

引換証発行手数料 金四十円也

支払方法 運賃料金諸掛金及引換証発行手数料元払

本証券作成年月日 昭和二十五年二月二十八日

到着地及着扱店名 中央線上松駅日本通運株式会社上松支店

本証券作成地 岡山県浅口郡西阿知町

発送取扱駅所名 西阿知

記事 二月二十八日(ヨ)三七七号

発行者 日本通運株式会社倉敷支店西阿知営業所

所持人 丸三商会こと岡学一

●昭和二十七年(ハ)第五号

東京都中央区日本橋室町二丁目二番地三 申立人 日本通運株式会社

右代表取締役 早川 慎一

右代理人 久保田源一

別紙目録記載の小切手に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十月二十七日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。

昭和二十七年二月二十九日

福岡簡易裁判所

裁判官 津田猛哉

（別紙）

証券目録

一種類 小切手八通

番号 (イ)A〇〇三六三八号(ロ)J〇一六六二号(ハ)J〇一七〇七号(ニ)B〇〇七一八号(ホ)＃〇〇五四七六号(ヘ)AC〇七九二七号(ト)D〇一九三八号(チ)C〇七〇六四号

額面金額 (イ)金七万七千八百四十二円(ロ)金一万九千四百九十四円五十銭(ハ)金四千六十円(ニ)金一万九千百六十円(ホ)金一千七百四十円(ヘ)金七

千七百八十円(ト)金四千百九十円(チ)金六千五百五十五円

振出人 (イ)福岡市住吉尚島町二三七番地共栄米油株式会社専務取締役平木伍平(ロ)福岡市石城町二丁目一〇番地中央商事株式会社福岡支店支店長古原重次郎(ハ)福岡市蔵本町三六番地鳥井薬品株式会社福岡出張所長伊藤太郎所長代理星野芳郎(ニ)福岡市本町九三番地九州ふそう自動車株式会社取締役業務部長上田昇(ホ)福岡市渡辺通一丁目松屋通安西基臣(ヘ)福岡市渡辺通五丁目三七番地森美工業株式会社福岡営業所取締役社長森井一美(ト)福岡市上桜町四一番地大塔伝作(チ)福岡市西住吉二九六番地大江光男

支払人 (イ)福岡市中土居町一〇番地の一帝国銀行福岡支店(ロ)(ハ)福岡市下新川端町一八番地福岡銀行本店(ニ)福岡市赤坂門福岡銀行赤坂門支店(ホ)福岡市渡辺通二丁目三五番地福岡銀行渡辺通支店(ヘ)福岡市桜木町一番地第一銀行渡辺通支店(ト)(チ)福岡市奉吉一六二番地の一千代田銀行渡辺通支店

受取人 持参人払

振出日 昭和二十六年十一月十五日

振出地、支払地共 福岡市

最終の所持人 福岡市中小路一番地日本通運株式会社博多支店

●昭和二十七年(ハ)第一号

佐賀市水ケ江町二四二番地 申立人 甲斐 達蔵

証書の重要なる趣旨

一貨物引換証 一葉

証券番号 第八二二九号

荷送人住所氏名 海南市黒江、池原麗次郎

荷受人住所氏名又は商号 佐倉市水ケ江町二四二、甲斐家具店

品名荷造箇数記号 白木地箱入二箇

重量又は容積 九十五瓩

運送方法 小口扱

運送品価額 一万円也

運賃料金及諸掛金 四百六十九円

引換証発行手数料 四十円也

本証券作成年月日 昭和二十五年十二月四日

到着地及着扱店 長崎線佐賀駅日本通運株式会社保証加盟店

本証券作成地 海南市

発送取扱駅所名 海南駅

記事 発送月日十二月四日駅通番号三三二一号

本証券発行店名 日本通運株式会社海南支店

右貨物引換証に付前記申立人より公示催告の申立を為したるにより其の所持人は昭和二十七年十月三十一日午前九時迄に当裁判所に其の権利を届出且その貨物引換証を提出すること。右期日に届出を為さない時は其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十六日

佐賀簡易裁判所

裁判官 工藤勝史

●昭和二十七年(ハ)第一号

臼杵市大字臼杵本町通り 申立人 進来 寿章

別紙表示の貨物引換証につき前記申立人より公示催告の申立があつたのでその所持人は昭和二十七年十月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右貨物引換証を提出せられたい。若右期日迄に届出及び提出がない場合にはその無効を宣言することがある。

昭和二十七年四月一日

臼杵簡易裁判所

裁判官 原田一隆

（別紙）

貨物引換証

目 録

発送月日 昭和二十六年十二月二十一日

貨物引換証番号 梅田九〇四八号

荷受人 大阪市関野商店大阪出張所

品名箇数重量 亜鉛引鉄線縄〆十箇五百瓩

運送方法 鉄道便混載扱

運送品価格 二万七千五百五十円也

運賃料金 着払二千二百八円也

引換証発行手数量 七十五円也

接続扱店 大分中継

記事 興亜海上火災保険契約済

到着駅 日本通運津久見営業所

発送駅扱店 梅田日本通運会社

●昭和二十七年(ハ)第一号

鶴岡市馬場町西六番地の十四 申立人 ワカキ株式会社

右代理人弁護士 若木 繁雄 木村 鑑根

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十八年十月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十七日

米沢簡易裁判所

裁判官 戸田常次

（別紙）

目 録

株券発行会社米沢市大町八百九十四番地、東北撚糸株式会社

種類 旧株二十株券い乙自第二〇号至同第二七号八枚、各株券額面金五百円也〕一株払込金五十円也、同十株券ろ乙自第三三号至同第七九号四十七枚、各株券額面金五百円也、同、同十株券ろ丙自第二五号至第二七号三枚、各株券額面金二千五百円也、同、同五十株券ろ丙第一〇三号二枚、各株券額面金二千五百円也、同

発行年月日 昭和十年二月十六日

発行者 第二絹撚株式会社

最終株主 ワカキ株式会社

●昭和二十七年(ハ)第一五六号

金沢市石坂角場町四番地の一 申立人 人見悠紀夫

別紙表示の投資信託受益証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に投資信託受益証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年四月五日

東京簡易裁判所

裁判官 津村 康

（別紙）

目 録

一証券株式会社第四回投資信託受益証券一十口券十枚

但し収益金分配票四十枚付

記号番号 は自第二五五〇号至第二五五六号、は自第二五五九号至第二五六一号

券面種類 無記名式

一口の金額 金五千円

額面金額 金五万円

発行年月日 昭和二十六年十月三十日

最終所持人 人見悠紀夫

●昭和二十七年(ハ)第五号

横浜市中区海岸通三丁目九番地横浜ビル一階 申立人 日本通運株式会社横浜支店

右代表取締役 早川 慎一

右代理人 伊藤 正一

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十二月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年四月十日

横浜簡易裁判所

裁判官 松南健彦

（別紙）

目 録

一小切手(線引) 三通

証書 (イ)第〇〇四五五五号、第TQ〇〇〇八八六六号(ロ)第〇〇四五六六号、第TQ〇〇三八八七号(ハ)第〇〇四五七七号、第TQ〇〇三八八八号

金額 (イ)金六千九百四十一円也(ロ)金一万一千四百三十六円也(ハ)金二万四千五百九円也

振出地 横浜市

振出人 東京通商産業局横浜通商事務所長米国対日援助物資管理処理特別会計支出官通商産業事務官永瀬真悦

支払人 横浜市、日本銀行横浜代理店

受取人 日本通運株式会社横浜支店

振出年月日 昭和二十六年十二月十八日

最終の所持人 横浜市中区海岸通三丁目九番地横浜ビル一階、日本通運株式会社横浜支店

●昭和二十七年(ハ)第一号

千葉県東葛飾郡柏町豊四季、日立社宅南台十七号室、柴田研治方 申立人 佐藤 貫一

別紙表示の送金小切手に付右申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に送金小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年四月四日

松戸簡易裁判所

裁判官 川崎清太郎

（別紙）

目 録

一種類 普通送金小切手

番号 第七九三四号

金額 金七十万円也

振出年月日 昭和二十七年三月一日

振出銀行 株式会社百十七銀行

支払銀行 株式会社千代田銀行松戸支店

受取人 柴田研治

依頼人 佐藤貫一

●昭和二十七年(ハ)第二号

宇都宮市石町九百十七番地 申立人 加島屋株式会社

右代表取締役 風間 文伍

別記為替手形について振出人である申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十二月一日午前十時迄に当裁判所に其の権利の届出を為し其の為替手形の提出をされたい。もし期日迄に右の届出と提出を

しないときは其の為替手形の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十日
宇都宮簡易裁判所
裁判官 高田 豊

記

為替手形
一金百五十三万五千六百四十九円五十銭
支払期日 昭和二十七年四月二十一日
支払場所 第一銀行宇都宮支店
支払地 宇都宮市
振出地
右金額 殿又は其指図人へ
此手形引替に御支払相成度
昭和 年 月 日
昭和二十七年二月二十日
宇都宮市石町九百十七番地
加島屋株式会社
取締役社長 風間 文伍

●昭和二十七年(ヘ)第三号
豊橋市札木町二十番地
申立人 木原 好子
別紙表示の株券につき右申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月七日午前十時までに当裁判所に権利の届出を為し且つその株券を提出され度い。若し右期日までにその届出及び提出がないときはその株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月二十九日
静岡簡易裁判所
裁判官 片岡録朗

(別紙)
一株券 株式会社静岡銀行株式百株券二枚
額面 金五千円也但一株の金額金五千円(全額払込済)
記号番号 乙ゑ第五五〇八号、丙ゑ第九五一二号
株式発行所 株式会社静岡銀行取締役頭取中山均、平野繁太郎
発行年月日 昭和二十三年十二月一日、昭和二十六年八月一日
形式 記名式
株主名義人 加藤伝吉

●昭和二十七年(ヘ)第五号
静岡県駿東郡小山町藤曲五十四番地
申立人 中川 保
別紙表示の株券につき右申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月七日午前十時までに当裁判所に権利の届出を為し且つその株券を提出され度い。若し右期日までにその届出及び提出がないときはその株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月二十九日
静岡簡易裁判所
裁判官 片岡録朗

(別紙)
一株券 株式会社静岡銀行株式百株券二枚
額面 金五千円也但一株の金額金五千円
記号番号 乙ゑ第九九七四、第九九七五
株券発行所 株式会社静岡銀行取締役頭取中山均
発行年月日 昭和二十三年十二月一日
形式 記名式
株式名義人 中川保

●昭和二十七年(ヘ)第六号
静岡県浜名郡可美村高塚四七〇九番地の九
申立人 岡野 昌子
右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月十四日午前十時までに当裁判所に権利を届出で右株券を提出せられたい。もし右期日までに届出及び提出がないときは、その無効を宣言する。
昭和二十七年四月七日
浜松簡易裁判所
裁判官 上坂吉次

(別紙)
一種類 鈴木式織機株式会社発行株式
数量 (イ)百株券四枚(ロ)十株券二十枚
一枚の株券額面 (イ)金五千円(ロ)金五百円
記号番号 (イ)お自第七一五八号至第七一六一号(ロ)乙自第一九三七号至第一九三九号、は自第九六四号至第九六七号、第九七六号、第九七七号、第九七八号、第一〇四一号、第一〇四三号、第一〇七四号、第一〇七五号、第一〇七八号、第一〇七九号、第六八〇号、第六八一号、第一二三二号、第一二三三号、第一二三七号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二二一

●昭和二十七年(家)第三二八号
本籍並びに住所長崎県西彼杵郡式見村本村郷三五二番地　申立人　森　フジ
本籍並びに最後の住所右に同じ　不在者　森　房治
明治三十九年十二月五日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたので不在者及び不在者の生死を知つている方は昭和二十七年十月十三日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。もしその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。
昭和二十七年三月十三日
長崎家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一九九号
本籍東京都千代田区神田神保町二丁目三番地、最後の住所台湾省台北市川端町　不在者　平尾亀次郎
明治四十四年七月九日生
右の不在者に対して利害関係人平尾悦子より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月十一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をすること。若し其の届出をしないときは失踪の宣告をされる。又不在者の生死を知つている者は右期日迄に其の届出をせられたい。
昭和二十七年三月十二日
熊本家庭裁判所

●本籍北海道空知郡芦別町字頼城無番地、最後の住居北海道国後郡留夜別村大字留夜別村字白糠番外地　不在者　松田ケイ子
昭和六年五月三日生
右の不在者に対して利害関係人松田庄七より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月二十四日午前十時までに当裁判所え生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つている者は右の期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月六日
釧路家庭裁判所根室支部

●本籍及び最後の住居北海道根室郡根室町字彌生町二丁目三番地　不在者　清水清太郎
明治三十年十一月十一日生
右の不在者に対して利害関係人清水イソより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている者は右期日迄にその届出をせられたい。
昭和二十七年三月十一日
松山家庭裁判所今治支部

●昭和二十七年(家)第八九号
本籍並びに最後の住所愛媛県越智郡鴻浦村大字津島甲五十五番地第二　不在者　藤沢　秀吉
明治十七年四月八日生
右の不在者に対して利害関係人藤沢タキノより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月七日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている者は右期日迄にその届出をせられたい。
昭和二十七年三月十一日
松山家庭裁判所今治支部

不在者は昭和二十七年十一月二十四日午前十時までに当裁判所え生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つている者は右の期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月六日
釧路家庭裁判所根室支部

●本籍及び最後の住居北海道花咲郡
備蕪村大字婦羅理村四番地　不在者　高橋政四郎
大正十年三月二十七日生
本籍及び最後の住居北海道花咲郡
備蕪村大字婦羅理村三番地　不在者　佐々木　孝
大正十一年一月十二日生
本籍及び最後の住居北海道花咲郡
備蕪村大字婦羅理村三番地　不在者　佐々木重雄
明治四十三年四月十二日生
本籍及び最後の住居北海道花咲郡
備蕪村大字婦羅理村四番地　不在者　高橋　政勝
大正六年一月十日生
右の各不在者に対して利害関係人高橋福蔵より失踪宣告の申立があつたから各不在者は昭和二十七年十一月二十四日午前十時までに当裁判所え生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪を宣告する。又各不在者の生死を知つている者は右の期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月六日
釧路家庭裁判所根室支部

●本籍北海道札幌市南六條西四丁目五番地、最後の住所北海道紋別郡紋別町六区　不在者　吉田　敏雄
大正八年六月十八日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月十三日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。
昭和二十七年三月十一日
東京家庭裁判所
家事審判官　村崎　満

●昭和二十七年(家)第八六二号
住所横浜市保土ヶ谷区権太坂四十番地　申立人　青木　林蔵
本籍東京都北多摩郡国分寺町大字国分寺三百三十六番地、最後の住所不明　不在者　青木　正雄
明治三十八年二月十一日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月十三日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十三日
東京家庭裁判所

●昭和二十七年第一二五八号
申立人　鈴木　トモ
区南千住町五丁目百二十六番地　不在者　永塚　静枝
昭和十五年四月十八日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月二十日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十七年三月二十日
東京家庭裁判所
家事審判官　吉村弘義

●本籍並びに住所長野県下高井郡市川村大字虫生二千百六十四番地　申立人　宮沢　福一
本籍並びに最後の住所右同所　不在者　宮沢仲之助
明治十四年一月四日生
右の不在者に対し右申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月三十一日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしない時は失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つているものも右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月十八日
長野家庭裁判所飯山支部
家事審判官　佐藤恒雄

●昭和二十七年(家)第七四三号
本籍並びに住所三島郡日越村大字上除乙四番地　申立人　木村　二郎
本籍並びに最後の住所三島郡日越村大字上除乙四番地　不在者　木村猪二郎
明治二十九年一月三日生
右の不在者に対し失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月二十五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若し其の届出をしないと失踪の宣告をうけることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。
昭和二十七年三月十八日
新潟家庭裁判所長岡支部

●昭和二十七年(家)第七五号
本籍並びに住所南蒲原郡今町大字今町千五百七十三番地　申立人　星野　善作
本籍並びに最後の住所南蒲原郡今町大字今町千五百七十三番地　不在者　星野　政市
明治三十五年八月十八日生
右の不在者に対し失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月二十五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若し其の届出をしないと失踪の宣告をうけることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。
昭和二十七年三月二十日
新潟家庭裁判所長岡支部

●本籍並びに住所京都市中京区聚楽廻中町二十七番地の五　申立人　高畑　亀八
本籍京都市中京区聚楽廻中町二十七番地の五　筆頭者　高畑　亀八
住所右同所　不在者　高畑　茂
大正四年十月二十五日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月二十日午前十時までに当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしない時は失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十三日
京都家庭裁判所
家事審判官　小久保義愈

●昭和二十七年(家)第七六号
本籍兵庫県洲本市相川紐二七番地、最後の住所台湾高雄州高雄市湊町二丁目九番地関洋興業株式会社社宅　不在者　上撫銀二郎
明治二十四年十一月三十日生
右の不在者に対し妻上撫トミより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣言を受けることになる。また不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月十九日
神戸家庭裁判所洲本支部

●昭和二十七年(家)第二三号
本籍及び住所滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺五百八十七番地　申立人　夏原寺一郎
本籍及び住所同所同番地　不在者　夏原末次郎
明治八年十一月二十九日生
右の不在者に対して利害関係人夏原寺一郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしないと失踪の宣告を受けることになります。もしその届出をしない時は失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十四日
大津家庭裁判所彦根支部
家事審判官　上村清輝

●昭和二十七年(家)第一三八号
本籍佐賀県三養基郡中原村大字原古賀四千四百九十七番地の一、最後の住所福岡市大字比恵千百六十五番地　不在者　板谷　国作
明治二十一年九月八日生
右の不在者に対し利害関係人福岡市大字比恵千百六十五番地板谷正雄から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年十月十五日午前十時までに当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知る者は右期日までにその届出をせられたい。
昭和二十七年三月十七日
福岡家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一四〇号
本籍宮城県桃生郡広淵村新田百一番地、住所宮城県桃生郡広淵村新田山蕗一の百五番地　申立人　相沢　房野
本籍並びに最後の住所宮城県桃生郡矢本町大曲字下台七十四番地一　不在者　相沢　久
明治四十三年九月十日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年十一月十五日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月十八日
仙台家庭裁判所石巻支部

●昭和二十七年(家)第一四一号
本籍並びに住所宮城県牡鹿郡荻浜村大字月浦字松木沢十五番地　申立人　阿部　志也
本籍並びに最後の住所右同　不在者　阿部　留吉
同じ　明治七年九月十二日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年十一月十五日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をしないと失踪の宣告を受けることになります。不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十八日
仙台家庭裁判所石巻支部

●昭和二十六年(家)第一二六号
本籍青森県西津軽郡鳴沢村大字出来島字雉子森五十六番地、住所北海道利尻郡鬼脇村字二ッ石　申立人　新岡　徳四郎
本籍青森県西津軽郡鳴沢村大字出来島字雉子森五十六番地、最後の住所北海道紋別郡紋別町六区　不在者　新岡　新市
太正十五年三月十八日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十四日
旭川家庭裁判所紋別支部

●昭和二十六年(家)第一二七号
本籍並びに住所北海道紋別郡興部町字沙留百九十四番地　申立人　吉川　数文
本籍北海道札幌市南六條西四丁目五番地、最後の住所北海道紋別郡紋別町六区　不在者　吉田　敏雄
大正八年六月十八日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしない時は失踪の宣告を受けることになります。不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十四日
旭川家庭裁判所紋別支部

●昭和二十六年(家)第一二八号
本籍並びに住所北海道紋別郡紋別町大字紋別村字オンネナイ二百五十八番地　申立人　工藤　兵造
本籍北海道紋別郡紋別町大字紋別村字オンネナイ二百五十八番地、最後の住所北海道紋別郡紋別町六区　不在者　工藤　順蔵
昭和四年二月十九日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされ度い。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十四日
旭川家庭裁判所紋別支部

●昭和二十六年第五二二一号
申立人　柴田　久信
本籍北海道札幌市白石区柴田中町一丁目十三番地、最後の住所(当時)東京都下谷区豊住町二十四番地　不在者　柴田　アト
昭和十六年三月八日生
右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月十一日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十一日
東京家庭裁判所
家事審判官　村崎　満

●昭和二十六年(家)第二二〇号
本籍北海道紋別郡紋別町字オンネナイ二百五十番地、最後の住所北海道紋別郡紋別町六区　不在者　藤井　三郎
大正十年四月二十八日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十四日
旭川家庭裁判所紋別支部

●昭和二十六年(家)第一二九号
本籍青森県上北郡甲地村字家ノ下タ三十番地、住所北海道上川郡下川町字上名寄原野二十三線南十九番地　申立人　藤井タキノ
本籍青森県上北郡甲地村字家ノ下タ三十番地、最後の住所北海道紋別郡紋別町六区　不在者　藤井　三郎
大正十年四月二十八日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年三月十四日
旭川家庭裁判所紋別支部

○失踪に関する届出の催告
中訂正
昭和二十七年一月二十五日官報第七五一二号三六八頁掲載の釧路家庭裁判所北見支部の失踪に関する届出の催告中その届出期日「昭和二十七年七月二十日午前九時まで」とあるを「昭和二十七年八月二十日午前九時まで」と訂正する。
昭和二十七年四月十五日
釧路家庭裁判所北見支部

○失踪宣告取消
本籍東京都新宿区戸塚町二丁目二〇四番地、住所山梨県東山梨郡八幡村市川一五六三番地　申立人　田中　寿子
本籍右申立人に同じ、最後の住所満州国黒河省奇克　不在者　田中　忠一
大正五年三月一日生
右の不在者に対して東京家庭裁判所が昭和二十六年十月六日に為した失踪宣告はこれを取消す。
昭和二十七年四月一日
東京家庭裁判所

○除権判決
●昭和二十六年(ハ)第二二号
大阪府中河内郡枚岡町豊浦七百七十番地　申立人　河村　龍夫
大阪市北区真砂町三番地　右代理人　犬飼　三郎
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十七年二月二十日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をするものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十日
神戸簡易裁判所
(別紙)　目　録
日本毛織株式会社株式百株券二枚
但し　金五千円也
額面
記号番号　八新戊第一五七一一、第一五七一二番
発行年月日　昭和二十四年一月二十七日
発行者　日本毛織株式会社取締役社長太田威彦
最終株主　河村龍夫

●昭和二十六年(ハ)第二三号
大阪府中河内郡枚岡町豊浦七七〇番地山西喜一郎方　申立人　平田　卓次
大阪市北区真砂町三番地　右代理人　犬飼　三郎
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十七年七月二十日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をするものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十七日
神戸簡易裁判所
(別紙)　目　録
日本毛織株式会社株式二百株券三枚
但し　金五千円也
額面
記号番号　八新戊五九二四、一五七六五、一五七六六号
発行年月日　昭和二十四年一月二十七日
発行者　日本毛織株式会社取締役社長太田威彦
最終株主　平田卓次

●昭和二十六年(ハ)第二号
東京都中央区日本橋室町二丁目二番地の三　申立人　日本通運株式会社
右代表取締役　早川　慎一
右訴訟代理人　長沢　嘉一
右申立人から別紙目録表示の貨物引換券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十六年九月二十八日午前十時の期日までに権利を届出で且右貨物引換券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十五日
金沢簡易裁判所
裁判官　阿部清峯
(別紙)　目　録
一証書　第六八九二号貨物引換券
運送品種類　生ゴム箱入二十個二〇〇瓩
運送品価額　金八十一万六百円
発行者　名古屋市中村区日置通り九丁目二日本通運株式会社笹島支店
荷送人　名古屋市中村区泥江町二の一名古屋ゴム商事株式会社
荷受人　金沢市安江町東洋ゴム株式会社
作成地　名古屋市中村区日置通り九丁目二番地
到着地及取扱人　石川県金沢市日本通運株式会社金沢支店
発行年月日　昭和二十五年十一月八日
裏書人　なし
最終の所持人　日本通運株式会社笹島支店

●昭和二十六年(ハ)第一三号
大阪府泉佐野市蓮町六四九番地平松良助方　申立人　米野　茂
右代理人弁護士　浅沼彦一郎
別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十七年二月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十八日
倉敷簡易裁判所
裁判官　高橋俊士

（別紙）　目　録
倉敷レイヨン株式会社株式一枚、一百株
額面金額　金五千円也
払込金額　一株の金額金五十円也、
全額払込済
記号番号　へ戊第三三〇八四号
発行者　倉敷レイヨン株式会社
発行年月日　昭和二十四年十月十五日
最終名義人　米野茂

●昭和二十六年（ヘ）第二号
大村市四百五十四番地
申立人　溝口　競
別紙目録表示の株券に付当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十七日午前十時迄に権利の届出と株券の提出をする者がないから申立人の申立に依り右株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十七日
大村簡易裁判所
裁判官　野田普一郎

（別紙）　目　録
十條製紙株式会社株式百株券一枚
額面　金五千円
一株に付払込　金五十円全額払込済
記号番号　に第四七四三八号
発行者　東京都中央区木挽町三丁目四番地、十條製紙株式会社
発行年月日　昭和二十四年十月一日
最終株式名義人　溝口　競

●昭和二十六年（ヘ）第六八号
東京都中央区銀座西二の一の一〇
申立人　高島屋飯田株式会社
右代表取締役　飯田　重一
右代理人弁護士　伊達　利知
同　仁科　康
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十六日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
一手形番号　六七ノ一一二三
額面　一百万円
支払期日　昭和二十六年二月二十二日
支払場所　日本勧業銀行有楽町支店
受取人　アトラス企業株式会社
一手形番号　六七ノ一一二三
額面　八十万円
支払期日　昭和二十六年二月二十二日
支払場所　日本勧業銀行有楽町支店
受取人　株式会社滝沢染工場
一手形番号　六七ノ一一二六
額面　四十万円
支払期日　昭和二十六年二月二十二日
支払場所　富士銀行本店
受取人　三葉産業株式会社
右何れも振出日　昭和二十五年十二月二十五日
同振出地　東京都中央区銀座西二丁目
一番地高島屋飯田株式会社東京本店
同振出人　高島屋飯田株式会社専務取締役小池済
同支払地　東京都千代田区

●昭和二十六年（ヘ）第七二号
東京都世田谷区東玉川町一九〇
申立人　永井末之輔
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
日本特殊鋼管株式会社発行株券
一株の額面　金五十円全額払込済
十株券　十枚
記号番号　第二新甲自第八三〇五号
至第八三一四号
最終株主名義人　安宅商会専務取締役茶谷保三郎
百株券　一枚
記号番号　第二新丙第二二五号
最終株主名義人　斎藤雄三
発行年月日　昭和十三年四月二十日
最終所持人　永井末之輔

●昭和二十六年（ヘ）第七四号
新潟県新潟市関屋町六〇九
申立人　熊岡　正夫
右代理人　熊岡多香子
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

●昭和二十六年（ヘ）第七五号
東京都中央区日本橋兜町二の一一
申立人　松屋証券株式会社
右代表取締役　平山　三郎
右代理人弁護士　飯塚　敏夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十六日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
新光レイヨン株式会社株券一百株券三枚
記号番号　戊一九八九三号、戊第一九八九四号、戊第一九八九五号
額面　金五千円也
発行者　新光レイヨン株式会社取締役社長賀集益蔵
一株の金額　金五十円也
発行日　昭和二十五年九月一日
最終株主　松屋証券株式会社取締役社長今野正夫

●昭和二十六年（ヘ）第九九号
東京都台東区上野広小路一九
申立人　亀井与曾松
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　同和鉱業株式会社株式
一種類
数量　五十株券二枚
一枚の額面金額　二千五百円
一枚の払込金額　二千五百円
記号番号及び名義人　「こ」一四三岡田重信、「こ」三九四杉原敏一
発行者　同和鉱業株式会社取締役社長久留島秀三郎
発行日　昭和二十五年三月三十一日
株券最終所持人　亀井与曾松

●昭和二十六年（ヘ）第一〇八号
北海道帯広市西一條南十一の一
申立人　十勝開拓生産農業協同組合
右理事　加藤源太郎
右代理人　大内声之助
右復代理人　原　教裕
別紙目録表示の貨物引換証に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右貨物引換証を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記貨物引換証の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
証書発行会社及び所在地発行名義人
北海道北見市大通東二丁目、日本通運株式会社北見支店長安田貫司一郎
失権証書の表示
発行年月日　昭和二十六年一月十七日
証書　赤線貨物引換証第九二号
運送品　未粉澱粉四四〇袋（六貫紙袋入）十屯
運送品価格　六十四万六千八百円也
荷送人　帯広市、十勝開拓生産農業協同組合連合会
荷受人　東京都千代田区内幸町二の一
作成地　中央荷受株式会社
到着地及取扱人　北見市　王子駅日本通運株式会社王子支店

会社その他の公告

債権届出期間及び第一回債権者集会並びに債権調査期日変更

●和歌山市南片原二丁目一四番地
債務者　寺井　逸郎
右の者に対する昭和二十五年（フ）第二〇号破産申立事件に付叢に定めた債権届出期間及び第一回債権者集会並びに債権調査の期日を左の通り変更する。
一、債権届出期間　昭和二十七年四月三十日
一、第一回債権者集会並債権調査の期日　昭和二十七年五月八日午後一時
昭和二十七年四月九日
和歌山地方裁判所

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年二月二十九日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年三月二十日
長崎県北松浦郡大島村大字大島神浦四十二番地
小松屋水産株式会社
代表清算人　小松屋延太郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年三月二十九日臨時株主総会の決議により、解散しました。当会社に対して債権を有する方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。もし期間内に御申出がなければ清算より除斥せられます。
昭和二十七年四月十七日
東京都立川市錦町六丁目二〇八番地
株式会社梅田製作所
清算人　梅田　明利
清算事務所　東京都青梅市青梅一二九四番地

解散公告（第二回）

当協会は昭和二十七年三月十日の評議員会の決議により解散しましたので当協会に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月十五日
東京都新宿区市ヶ谷田町一丁目四番地
財団法人ラテンアメリカ協会
清算人　内田　千尋

合併公告

昭和二十七年二月十七日開催の臨時株主総会に於て下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年四月二十二日
住所名古屋市中区東田町二の二
○甲　名古屋シルク株式会社
住所名古屋市中区東田町九八
乙　株式会社玉林醸糸問屋

解散公告（第一回）

当財団法人は昭和二十七年三月二十日附の文部省認可によつて解散しましたので当法人に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は本清算から除外されます。
昭和二十七年四月二十二日
東京都千代田区丸の内三丁目一番地勧業証券ビルディング湯浅法律事務所内　財団法人三葉会
清算人　湯浅　恭三

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年四月十日臨時株主総会の決議により解散しましたから債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十二日
東京都中央区銀座西五丁目五番地
太陽製紐株式会社
清算人　黒川亀太郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会に対する債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年四月二十二日
東京都新宿区角筈一の八四五番地
株式会社モンマルト商会
清算人　中島　勇

株式会社合併公告

昭和二十七年四月五日開催の下記両会社臨時株主総会に於て株式会社吉田製作所（以下A社という）は中京枝条工業株式会社（以下B社という）と合併しA社は存続しB社は解散の決議をしました。依つて右決議に異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出をされ度公告致します。
昭和二十七年四月二十二日
本店所在地東京都江戸川区東小松川五の一〇五四
A会社　株式会社吉田製作所
本店所在地名古屋市北区南上飯田町一〇四四
B会社　中京枝条工業株式会社
合併後の社名と本店所在地
本店所在地東京都江戸川区東小松川五の一〇五四
社名　株式会社吉田製作所

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年三月二十六日株主総会の決議で解散した、当社に対する債権者でこの公告の日から二箇月以内に申出がない時は清算から除斥致します。
昭和二十七年四月十八日
東京都新宿区角筈一の八四五番地
株式会社モンマルト商会
清算人　中島　勇

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年三月二十六日株主総会の決議で解散した、当社に対する債権者はこの公告の翌日から二箇月以内に申出がない時は清算から除斥致します。
昭和二十七年四月二十二日
熊本市春日町一一三八番地
株式会社慈恵堂
清算人　堀やすひろ

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年四月四日の臨時株主総会の決議に依り同日解散した。当会社に対する債権者はこの公告の翌日から二箇月以内に申出がない時は清算から除斥致します。
昭和二十七年四月二十二日
東京都新宿区西大久保一丁目三七四番地
農協協同株式会社
代表清算人　小池玉三郎

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年三月二十七日臨時株主総会に於て債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月十九日
東京都新宿区西大久保一丁目三七四番地
代表清算人　農協協同株式会社
清算人　小池玉三郎

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年四月二十日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月十五日
東京都新宿区市ヶ谷田町一丁目
財団法人ラテンアメリカ協会
清算人　内田　千尋

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年三月三十一日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十二日
川口市栄町一丁目六十三番地
株式会社森藤鉄工所
清算人　有岡　義祐

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年三月三十一日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会に対して債権を有せられる方は第一回の公告の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月十七日
大阪市東区南久宝寺町二丁目二十八番地
大阪信用調査株式会社
清算人　斎藤錦三郎

会社設立公告

一、商号　株式会社麻沼商店
二、所在地　東京都新宿区柏木五丁目九九五番地
三、資本金　六十万円
四、目的
（イ）鉛筆型眉墨其の他各種化粧品製造販売
（ロ）右に附帯する一切の事業
五、設立年月日　昭和二十七年四月七日
六、代表役員氏名　取締役社長麻沼武雄

信託事務終了公告

東京建物株式会社が当社が受託会社として昭和十七年四月九日附信託契約に基き発行した同社第一回物上担保附社債総額二百万円也は昭和二十七年四月十六日全額償還せられましたので当社は其の抵当権登記を抹消し、妹に本社債に関する信託事務を終了致しました。その総計算書は左の通りです。

一、元金　総額	二、〇〇〇、〇〇〇円〇〇
一、利息	六六〇、九三四円二四

第7586号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　四月一日付第三十七号二〇頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三三一一五九
振替東京一九〇〇〇官報課

傳統を誇る最高の品質

ニデカ タイムレコーダー

ゼンマイ式・N—2型・N—3型

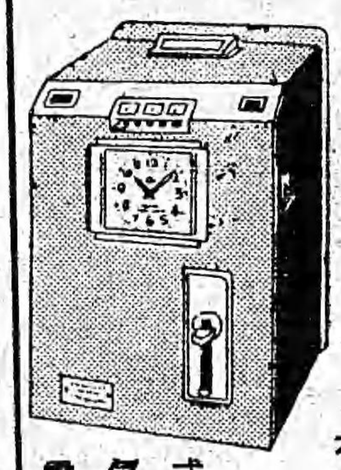

カギの理管事人

電気式 ND—2型(2色)

本社 東京神田小川町3の22 電(25) 3440. 3672
大阪 西区土佐堀通1の1(大同ビル)電(44)3427
名古屋 中区広小路通3の3(東京ビル)電(23)2997
福岡 今泉町5の153 電(2)2289
日本タイムレコーダー株式会社

ソロバンまつり 景品付 15—30日

算盤上手は出世の近道

スピード化せる営業振りと行届いたサービス

文具のモリイ

中央区八重洲口 ブリヂストンビル前
電話 京橋 (56) 1610. 5022

徽章

アキバから

東京九段下・電話九段 (33) 2651

エリオット萬年筆

絶対優秀!

ELLIOTT

東京・北区 エリオット万年筆K.K.

ホース謄写版

最高の品位

発売元
株式会社 林商店 東京都千代田区神田三崎町1—8 電話 神田(25) 2550・4365

ゼップ原紙

?ハテこれは何でせう

これは龍の落し子ではありません
書類綴の革命品!

KING

スピードファスナー

今迄のファスナーは書類綴りにとても手数がかかります。これは手数が半分以下で済みます。どうぞ御試用下さい。

見本送呈 但し郵券三十円御送付を乞ふ

東京都千代田区東神田二番地ノ一
キング事務用品製造卸
株式会社 名鑑堂
電・茅場町 (66) 四八六七番